令和８年度集団指導資料

（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）

目　　次

		ページ
1	指導と監査について	1
2	行政指導・行政処分について（勧告・命令・指定の取消し等）	4
3	関係法令等について	7
4	運営指導における指摘事項	8
5	運営に関する留意点	21
6	令和６年度報酬改定・令和８年度報酬改定について	24
7	介護給付費の請求等に関する留意点	26

府中市　福祉保健部

地域福祉推進課・障害者福祉課

1　指導と監査について

（１）指導及び監査の目的（要綱第３条）

指導及び監査は、総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）、児童福祉法その他の法令並びに東京都及び市の条例及び規則で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、サービス事業者等が提供するサービスの内容の質の確保、サービス事業者等に対する自立支援給付に係る費用、障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化並びに業務管理体制の適正な整備及び運用を図り、もって市における障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（２）「指導」について（要綱第４条、第５条）

指導は、サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービスの取扱い及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

①　集団指導

指導の対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により行う。

②　運営指導

指導の対象となるサービス事業者等の事業所又は施設において実地で行う。

	居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
	実施件数	文書指摘件数	実施件数	文書指摘件数	実施件数	文書指摘件数	実施件数	文書指摘件数
令和5年度実施状況	8件	6件	8件	6件	2件	1件	1件	1件
令和6年度実施状況	7件	3件	11件	2件	2件	0件	0件	0件
令和7年度実施状況	7件	5件	6件	5件	3件	2件	0件	0件

（３）運営指導の流れ



【総合支援法第１０条】
第１項　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

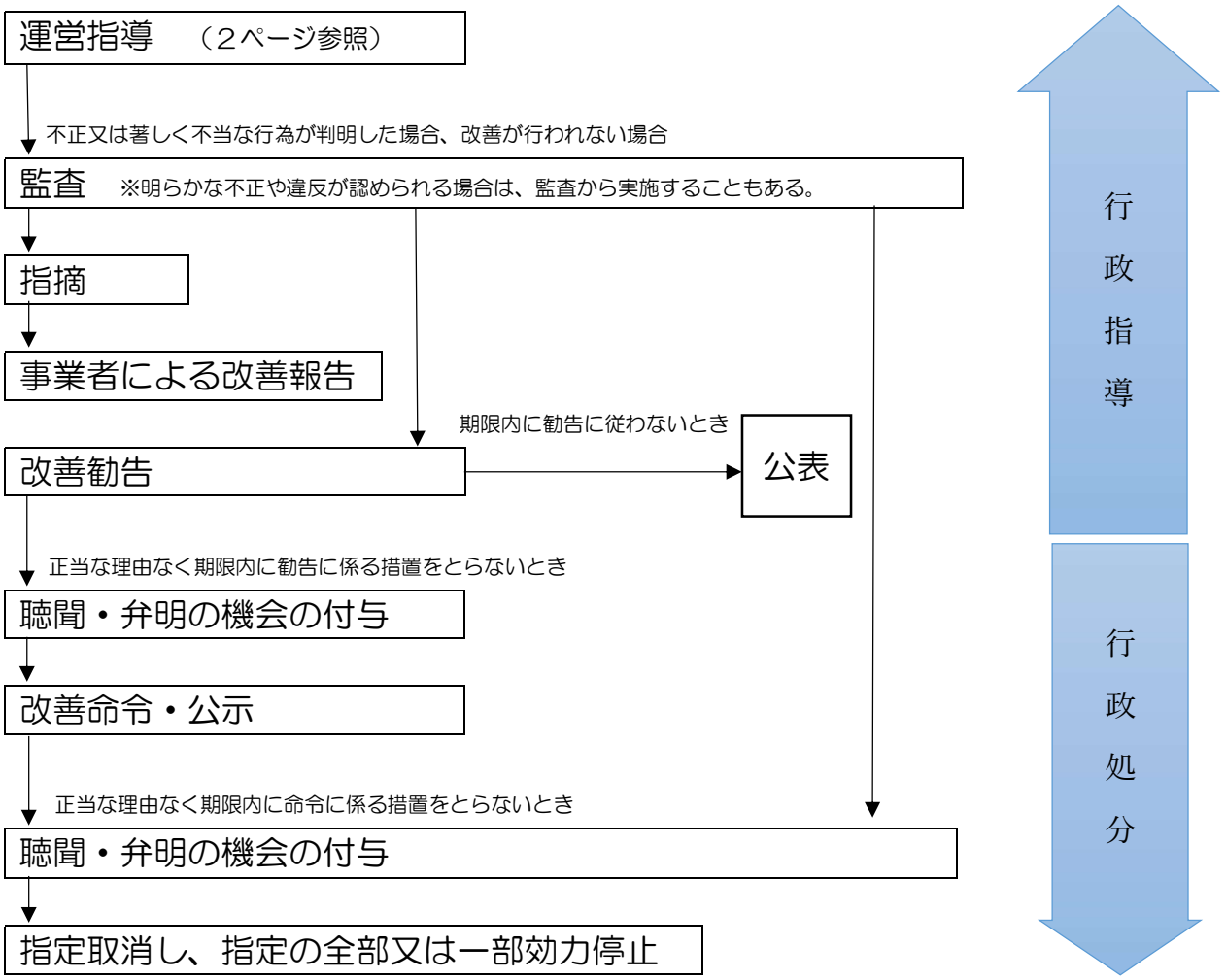
（４）「監査」について（要綱第１３条）

監査は、サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付等に係る費用の請求等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

【総合支援法第４８条】

第１項　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　行政指導・行政処分について（勧告・命令・指定の取消し等）



【総合支援法第４９条】

第１項　都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一　第三十六条第八項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

二　当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合　当該基準を遵守すること。

三　第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合　当該基準を遵守すること。

四　第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第２項　省略

第３項　都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第４項　都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第５項　都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第６項　市町村は、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費の支給に係る指定障害福祉サービス等を行った指定事業者等について、第一項各号又は第二項各号（のぞみの園の設置者にあっては、第三号を除く。）に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

【総合支援法第５０条】

第１項　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一　指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。

二　指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第八項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したと認められるとき。

三　指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

四　指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

五　指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六　介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

七　指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八　指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九　指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

十　前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一　前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二　指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三　指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第２項　市町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉サービスを行った指定障害福祉サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第３項　第一項（第二号を除く。）及び前項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　関係法令等について

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護　共通

総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年１１月７日法律第１２３号）
総合支援法施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年2月２８日厚生労働省令第１９号）
都条例	東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年１２月１３日条例第１５５号）
都条例施行規則	東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成２４年１２月２１日規則第１７５号）
厚労令第１７１号 （基準省令）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年9月２９日厚生労働省令第１７１号）
障発第１２０６００１号 （解釈通知）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成１８年１２月６日障発第１２０６００１号）
厚労告第５２３号 （報酬告示）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第５２３号）
障発１０３１００１号 (留意事項通知)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１８年１０月３１日障発第１０３１００１号）
虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年６月24日法律第79号）
障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き	令和６年７月厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 こども家庭庁支援局障害児支援課「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」※参考資料３
施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について	施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（令和８年４月３０日 ８福祉障施第２９９号 東京都福祉局障害者施策推進部長通知）※参考資料２

4　運営指導における指摘事項

※令和５年度～令和７年度の３年間分

1　主な指摘事項（一覧）

No.		項　　目	主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数
1	基本方針 運営に関する基準	一般原則 虐待の防止	**【虐待の防止等のための措置を講じていない／不十分】** ○①虐待防止担当者の設置、②虐待防止委員会の設置・開催、③虐待防止マニュアルの作成・周知、④虐待防止のための研修の実施、⑤虐待防止チェックリスト（職員セルフチェックリスト・体制整備チェックリスト）の実施、⑥虐待防止の啓発や相談・通報・届出先に関する掲示物の掲示などを行っていなかった。 ○虐待防止マニュアルにおいて、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合に、速やかに市町村へ通報する内容となっていなかった。 ○虐待防止に係る対策を検討するための委員会を定期的（年１回以上）に実施していなかった。 ○従業者に対し、研修を定期的に（年1回以上）実施していなかった。 ○虐待防止に関する措置を適切に実施する担当者をおいていなかった。	都条例第155号第3条第3項、第40条の2 都条例施行規則第175号第4条の4 「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」	37
2	人員に関する基準	管理者	**【管理者の配置が不十分】** ○常勤の管理者を配置していなかった。 ○出退勤の記録がなく、常勤であることが確認できなかった。	都条例第155号第6条	3
3	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	**【利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない／不十分】** ○重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、虐待防止のための措置、第三者評価の実施状況など）の記載が不十分だった。 **【サービスの提供に係る契約が成立したときに書面の交付を行っていない／不十分】** ○事業者における契約者が、法人代表者から契約締結権限を適切に委任されている者となっていなかった。	都条例第155号第13条 解釈通知第三の3(1)	49
4		契約支給量等の報告等	**【契約支給量の報告を行っていない／不十分】** ○受給者証に受給者証記載事項（事業者及び事業所の名称、サービスの内容、契約支給量、契約日等）を記載していなかった。 ○契約時に受給者証記載事項等を区市町村に遅滞なく報告していなかった。	都条例第155号第14条 解釈通知第三の3(2)	23
5		サービス提供の記録	**【サービス提供の記録を行っていない／不十分】** ○利用者に伝達すべき必要な事項（サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等）を、サービス提供の都度、記録していなかった。 ○利用者から確認を得ていなかった。	都条例第155号第23条 解釈通知第三の3(9)	29
6		介護給付費の額に係る通知等	**【介護給付費の額に係る通知をしていない／不十分】** ○利用者に対し、介護給付費の額を通知していなかった。 ○介護給付費の受領前に通知していた。	都条例第155号第27条第1項	13

No.		項　　目	主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数
7	運営に関する基準	居宅介護計画等の作成	**【居宅介護計画等を適正に作成していない／不十分】** ○居宅介護計画等が確認できない場合があった。 ○サービス提供開始前に居宅介護計画等が作成されていなかった。 ○居宅介護計画等の作成にあたり、利用者の状況を把握・分析し、サービス提供によって解決すべき課題を明らかにしている（アセスメント）ことが確認できなかった。	都条例第155号第10条第2項 解釈通知第三の3(16)	10
8			**【居宅介護計画等に必要な事項を記載していない／不十分】** ○担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等が居宅介護計画等において明らかになっていなかった。 ○加算の対象となる支援が居宅介護計画等に位置付けられていなかった。		26
9			**【居宅介護計画等を作成した際に、利用者及びその同居の家族、並びに指定特定相談支援事業者等に当該計画を交付していない／不十分】** ○指定特定相談支援事業者等に個別支援計画を交付していなかった。		15
10			**【居宅介護計画等の変更が適正に行われていない／不十分】** ○利用実績に応じた変更が行われていなかった。 ○契約書に掲げる期間に合わせた見直しが行われていなかった。	都条例第155号第10条第4項	8
11		管理者の責務等	**【管理者が従業者及び業務等の管理を一元的に行っていない／不十分】** ○管理者が従業者の勤怠や事業所の業務の実施状況の把握を行っていることが確認できなかった。	都条例第155号第9条	4
12		運営規程	**【運営規程に事業の運営についての重要事項が定められていない／不十分】** ○必要な内容（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種・員数・職務の内容、営業日及び営業時間、サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額、通常の事業の実施地域、緊急時等における対応方法、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項）の記載が不十分であった。	都条例第155号第11条	36
13		勤務体制の確保等	**【勤務体制が明確ではない／不十分】** ○月ごとの勤務表を作成していなかった。 ○勤務表上で、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっていなかった。	都条例第155号第12条第1項 解釈通知第三の3(22)①	14
14			**【事業所の従業者によってサービスが提供されていない／不十分】** ○雇用契約上、当該事業所の従業者であることが確認できない者がサービスを提供していた。	都条例第155号第12条第2項 解釈通知第三の3(22)②	11
15			**【研修の機会を確保していない／不十分】** ○外部研修や内部研修を含めた研修への参加の機会を計画的に確保していなかった。 ○研修の記録が残されていなかった。	都条例第155号第12条第3項 解釈通知第三の3(22)③	4
16			**【職場におけるハラスメント防止のための措置を講じていない／不十分】** ○職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していなかった。 ○相談窓口をあらかじめ定め、従業者に周知していなかった。	都条例第155号第12条第4項	15

No.		項　　目	主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数
17	運営に関する基準	業務継続計画の策定等	**【業務継続計画の策定等を行っていない／不十分】** ○業務継続計画（感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない又は当該計画を従業者に周知していなかった。 ○従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施していなかった。	都条例第155号第12条の2	4
18		衛生管理等	**【感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じていない／不十分】** ○感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催していなかった。 ○感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していなかった。 ○従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していなかった。	都条例第155号第34条第3項 都条例規則第175号第4条の2	15
19		掲示	**【利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない／不十分】** ○運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかった。	都条例第155号第35条	15
20		身体的拘束等の禁止	**【身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない／不十分】** ○身体拘束適正化検討委員会（身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会）を定期的に開催するとともに、従業者に周知徹底していなかった。 ○身体拘束適正化検討委員会における対応状況について、記録の上保存されていなかった。 ○身体拘束等適正化のための指針を整備していなかった。 ○従業者に対し、研修を定期的に実施していなかった。	都条例第155号第35条の2第3項 都規則第175号第4条の3	24
21		秘密保持等	**【秘密の保持に必要な措置を講じていない／不十分】** ○従業者等でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決める等の必要な措置を講じていなかった。	都条例第155号第36条第2項	11
22			**【利用者又は家族に関する情報を提供する際、あらかじめ文書による同意を得ていない／不十分】** ○他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書による同意を得ていなかった。	都条例第155号第36条第3項	13
23		事故発生時の対応	**【事故発生時の対応を行っていない／不十分】** ○報告対象事故等の発生時に、都や区市町村への連絡を行っていなかった。 ○事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録を適正に作成していなかった。	都条例第155号第40条 解釈通知第三の3(30)「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」	20
24		会計区分	**【事業の会計が区分されていなかった／不十分】** ○事業所ごとに経理を区分していなかった。 ○事業会計が区分されていなかった。	都条例第155号第41条	24

No.		項　　目	主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数
25	報酬に関すること	給付費の算定及び取扱い	**【基本報酬を適正に算定していない】** ○不適正な内容によるサービスについて、居宅介護サービス費等を算定していた。 ○居宅介護等計画・サービス提供記録と請求実績が一致しない場合があった。	報酬告示別表第1の1の注1～注11、第2の1の注1～注8、第3の1の注1～注6、第4の1の注1～注5 留意事項通知第二の2(1)①～⑬、第二の2(2)①～⑦・⑰、第二の2(3)①～⑧・⑭、第二の2(4)①～⑥・⑫	2
26			**【特定事業所加算を適正に算定していない】** ○研修計画が作成されていなかった。 ○従業者の健康診断を定期的に（１年以内に１回以上）実施していなかった。	報酬告示別表第1の1の注12、第2の1の注9、第3の1の注7、第4の1の注6 留意事項通知第二の2(1)⑭、第二の2(2)⑧、第二の2(3)⑨、第二の2(4)⑦	9
27			**【移動介護加算を適正に算定していない】　※重度訪問介護** ○重度訪問介護計画に位置付けられておらず、適正であるか確認できなかった。	報酬告示別表第2の2 留意事項通知第二の2(2)⑪	1

２　主な指摘事項（詳細）

⑴ 虐待の防止等のための措置を講じていない／不十分【一覧表№.１】

ア　指摘事例
・①虐待防止担当者の設置、②虐待防止委員会の設置・開催、③虐待防止マニュアルの作成・周知、④虐待防止のための研修の実施、⑤虐待防止チェックリスト（職員セルフチェックリスト・体制整備チェックリスト）の実施、⑥虐待防止の啓発や相談・通報・届出先に関する掲示物の掲示などを行っていなかった。 ・虐待防止マニュアルにおいて、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合に、速やかに区市町村へ通報する内容となっていなかった。
イ　チェックポイント
①　虐待防止担当者を設置し、虐待防止マニュアルや虐待防止規程等の書類に明記しているか。また、重要事項説明書等にも記載しているか。 ②　虐待防止委員会を定期的（年１回以上）に開催し、その内容を従業者に周知徹底しているか。 ③　虐待防止委員会において話し合った内容を記録し、５年間保存しているか。 ④　虐待防止のためのマニュアル等を作成し、従業者に周知徹底しているか。 ⑤　マニュアル等において、発見時の通報義務や虐待の５類型が漏れなく記載されているか。 ⑥　全ての従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施するとともに、新規採用時に研修を実施し、研修の内容を記録しているか。 ⑦　全ての従業者が職員セルフチェックリストを実施し、その内容を踏まえて管理者が体制整備チェックリストを実施しているか。 ⑧　虐待防止の啓発や相談・通報・届出先に関する掲示物の掲示を行っているか。 ※減算について ㋐　虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置 ㋑　虐待防止委員会等の設置・定期的な開催 ㋒　虐待防止のための研修の実施 が実施されていない場合は、虐待防止措置未実施減算が適用されます。

⑵ 管理者の配置が不十分【一覧表№.２】

ア　指摘事例
・常勤の管理者を配置していなかった。 ・出退勤の記録がなく、常勤であることが確認できなかった。
イ　チェックポイント
①　管理者の勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達しているか。 ②　従業者だけでなく、管理者においても、出退勤の記録を作成しているか。 ③　管理者は、原則として管理者の職務に専ら従事しているか。兼務している場合は、事業所の管理上支障がない勤務体制となっているか。

⑶ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない／不十分
サービスの提供に係る契約が成立したときに書面の交付を行っていない／不十分【一覧表№.３】

ア　指摘事例
・重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、虐待防止のための措置、第三者評価の実施状況など）の記載が不十分だった。 ・事業者における契約者が、法人代表者から契約締結権限を適切に委任されている者となっていなかった。
イ　チェックポイント
①　重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の記載がされているか。 ②　重要事項説明書・契約書・運営規程等に記載されている内容の間に不一致がないか。 ③　事業者における契約者が、法人代表者又は法人代表者から契約締結権限を適切に委任されている者となっているか。

⑷ サービス提供の記録を行っていない／不十分【一覧表№.５】

ア　指摘事例
・利用者に伝達すべき必要な事項（サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等）を、サービス提供の都度、記録していなかった。 ・利用者から確認を得ていなかった。
イ　チェックポイント
①　サービス提供の記録として、利用者に伝達すべき必要な事項を記録しているか。 ②　利用者の確認を得ているか。 ③　当該記録について、サービスを提供した日から５年間保存しているか。

⑸ 居宅介護計画等を適正に作成していない／不十分【一覧表№.７】

ア　指摘事例
・居宅介護計画等が確認できない場合があった。 ・サービス提供開始前に居宅介護計画等が作成されていなかった。 ・居宅介護計画等の作成にあたり、利用者の状況を把握・分析し、サービス提供によって解決すべき課題を明らかにしている（アセスメント）ことが確認できなかった。
イ　チェックポイント
①　居宅介護計画等の作成にあたり、利用者の状況を把握・分析し、サービス提供によって解決すべき課題を明らかにしているか。（アセスメント） ②　利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 ③　サービスの提供前に居宅介護計画等を作成できているか。

⑹ 居宅介護計画等に必要な事項を記載していない／不十分【一覧表№.８】

ア　指摘事例
・担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等が居宅介護計画等において明らかになっていなかった。 ・加算の対象となる支援が居宅介護計画等に位置付けられていなかった。
イ　チェックポイント
①　居宅介護計画等に記載が必要な事項が記載されているか。 ②　計画に位置付けが必要な加算について、計画に位置付けられているか。

⑺ 居宅介護計画等を作成した際に、利用者及びその同居の家族、並びに指定特定相談支援事業者等に当該計画を交付していない／不十分

【一覧表№.９】

ア　指摘事例
・指定特定相談支援事業者等（利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者）に居宅介護計画等を交付していなかった。
イ　チェックポイント
①　居宅介護計画等を作成した際は、利用者及びその同居の家族に当該計画を交付しているか。 ②　利用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う相談支援事業者へ、居宅介護計画等を交付しているか。

⑻ 運営規程に事業の運営についての重要事項が定められていない／不十分

【一覧表№.１２】

ア　指摘事例
・必要な内容（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種・員数・職務の内容、営業日及び営業時間、サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額、通常の事業の実施地域、緊急時等における対応方法、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項）の記載が不十分であった。
イ　チェックポイント
①　運営規程に定める必要のある項目が規定されているか。 ②　運営規程の規定が実態と合っているか。 ③　運営規程と重要事項説明書、契約書に相違がないか。 ④　運営規程を変更した際には適切に届出を行っているか。

⑼ 勤務体制が明確ではない／不十分【一覧表№.１３】

ア　指摘事例
・月ごとの勤務表を作成していなかった。 ・勤務表上で、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっていなかった。
イ　チェックポイント
①　勤務表が作成されているか。 ②　勤務表において、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係などの必要な項目が明確になっているか。

⑽　事業所の従業者によってサービスが提供されていない／不十分【一覧表№.１４】

ア　指摘事例
・雇用契約上、当該事業所の従業者であることが確認できない者がサービスを提供していた。
イ　チェックポイント
①　従業者の雇用契約書や労働条件通知書等が保管されているか。 ②　雇用している従業者について、適切に雇用契約の更新がされているか。

⑾　職場におけるハラスメント防止のための措置を講じていない／不十分【一覧表№.１６】

ア　指摘事例
・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発していなかった。 ・相談窓口をあらかじめ定め、従業者に周知していなかった。
イ　チェックポイント
①　就業規則などの文書に必要な内容を規定し、パワハラ、セクハラを禁止する方針を明確化しているか。 ②　相談窓口を設置し、相談窓口担当者が相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようになっているか。

⑿　業務継続計画の策定等を行っていない／不十分

【一覧表№.１７】

ア　指摘事例
・業務継続計画（感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない又は当該計画を従業者に周知していなかった。 ・従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施していなかった。
イ　チェックポイント
①　業務継続計画を策定し、当該計画を従業者に周知しているか。 ②　従業者に対し、必要な研修及び訓練を年に１回以上実施しているか。 ③　研修の内容を記録しているか。 ※減算について 　業務継続計画未策定及び業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、令和７年度より業務継続計画未策定減算が適用されます。

⒀　感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じていない／不十分

【一覧表№.１８】

ア　指摘事例
・感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催していなかった。 ・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していなかった。 ・従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していなかった。
イ　チェックポイント
①　感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会を定期的（おおむね６月に１回以上）に開催しているか。 ②　感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しているか。 ③　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的（年１回以上）に実施しているか。

⑭　利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない／不十分【一覧表№.１９】

ア　指摘事例
・運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていなかった。
イ　チェックポイント
①　事業所内に掲示しなければならない重要事項が掲示されているか。 ②　掲示場所が、入口等の、利用申込者、利用者又はその家族等が見やすい場所であるか。

⑮　身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない／不十分【一覧表№.２０】

ア　指摘事例
・身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催するとともに、従業者に周知徹底していなかった。 ・身体拘束適正化検討委員会における対応状況について、記録の上保存されていなかった。 ・身体拘束等適正化のための指針を整備していなかった。 ・従業者に対し、研修を定期的に実施していなかった。
イ　チェックポイント
①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 ②　身体拘束適正化検討委員会（身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会）を定期的（年１回以上）に開催するとともに、従業者に周知徹底しているか。 ③　身体拘束適正化検討委員会で話し合われた事項について、記録の上５年間保存されているか。 ④　身体拘束等適正化のための指針について、必要な事項を盛り込み、整備しているか。 ⑤　従業者に対し、研修を定期的に（年１回以上）実施するとともに、新規採用時にも実施しているか。 ⑥　研修の実施内容について記録しているか。 ※減算について ㋐身体拘束の態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由そ

の他必要な事項を記録すること ㋑委員会の定期的な開催及び従業者への周知 ㋒指針の整備 ㋓研修の定期的な実施 の各項目が満たされていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

⑯　秘密の保持に必要な措置を講じていない／不十分
利用者又は家族に関する情報を提供する際、あらかじめ文書による同意を得ていない／不十分【一覧表№.２１・№.２２】

ア　指摘事例
・従業者等でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決める等の必要な措置を講じていなかった。 ・他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書による同意を得ていなかった。
イ　チェックポイント
①　在職時だけでなく退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、雇用時等にあらかじめ秘密保持の誓約書を徴するなど、必要な措置を講じているか。 ②　あらかじめ文書において、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供することの同意を得ているか。

⑰　基本報酬を適正に算定していない【一覧表№.２５】

ア　指摘事例
・不適正な内容によるサービスについて、居宅介護サービス費等を算定していた。 ・居宅介護等計画・サービス提供記録と請求実績が一致しない場合があった。
イ　チェックポイント
①　適正な内容によるサービスについて、居宅介護サービス費等を算定しているか。 ②　居宅介護計画等やサービス提供記録と請求実績が一致しているか。

⑱　特定事業所加算を適正に算定していない【一覧表№.２６】

ア　指摘事例
・研修計画が作成されていなかった。 ・従業者の健康診断を定期的に（１年以内に１回以上）実施していなかった。
イ　チェックポイント
①　すべての従業者に対して、研修計画を作成し、その計画に従い、研修を実施又は実施を予定しているか。 ②　すべての従業者の健康診断を１年以内に１回以上実施しているか。 ③　その他、特定事業所加算を算定する際の要件を満たしているか。

⑲　移動介護加算を適正に算定していない　※重度訪問介護【一覧表№.２７】

ア　指摘事例
・重度訪問介護計画に位置付けられておらず、適正であるか確認できなかった。
イ　チェックポイント
①　重度訪問介護計画に移動介護加算に係るサービス提供日時や内容等の位置付けを行っているか。 ②　サービス提供記録に、外出に関する実績時間や支援内容を記録しているか。

５　運営に関する留意点

１　利用者への支援にあたって

各事業所において、居宅介護等を行っていただく際は、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供していただく必要があります。そのためには、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はそのご家族に対して、サービスの提供方法等についての理解しやすい説明を行うとともに、適切な介護技術によるサービスの提供、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うことが求められます。

また、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画等の見直しを行うなど、その改善を図っていくことも必要です。

なお、サービスの提供については、内容によって算定対象外となるものがありますので、ご不明な場合には、事前にご相談いただきますようお願いいたします。

２　その他よくある事項等

〇居宅介護の見守り支援

重度訪問介護においては、見守り支援も支援内容に含まれますが、居宅介護におきましては、単なる見守り支援は支援内容に含まれませんので、ご注意ください。

〇通院等介助及び同行援護の院内介助

病院内の介助においては、基本的に病院スタッフにより対応されるべきものです。しかしながら、介助者が居ない状況で、その他の条件に該当する場合は、算定の対象とすることができる場合があります。ただし、事前に市にご相談いただき、認められた場合のみであって、認められていないのに算定の対象とすることはできません。

〇受給者証に記載されている利用方法以外での利用

サービスの支給決定にあたり、利用方法を指定している場合があります。例えば、同行援護の支給量のうち、〇時間は通院に限る、と受給者証に記載があるにも関わらず、それ以外の内容（通院時に限った時間数を余暇活動等で利用する　等）で利用されている場合があります。また、２人介護は、要件を満たしていると認められた場合にのみ決定されるものですが、決定されていない（受給者証に２人介護を認めるとの記載がない）にも関わらず、支給量に余りがある場合等に、２人介護が請求されることがあります。

利用方法を指定している場合、受給者証にその旨の記載をしています。受給者証に記載されている利用方法以外での利用は算定の対象とすることはできませんので、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

3　事故等防止対策について

各事業所においては、日頃より事故等の防止について取り組んでいただいていることと存じますが、定期的に利用者に対する支援状況の確認やヒヤリハット事例の分析と合わせて、事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、改めて事故防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

また、万が一事故等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、利用者又はその家族に速やかに連絡するとともに、東京都及び関係区市町村に事故報告書を提出してください。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録をするようお願いいたします。

〇報告対象事故

① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）
③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
⑤ 無断外出
⑥ 感染症の集団感染
⑦ 送迎中の事故及び送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
⑧ 事件性のあるもの（職員による暴力事件、金銭横領等）
⑨ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
⑩ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
⑪ 区市町村に虐待通報をした案件（通報した内容等）
⑫ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの

4　障害者の虐待について

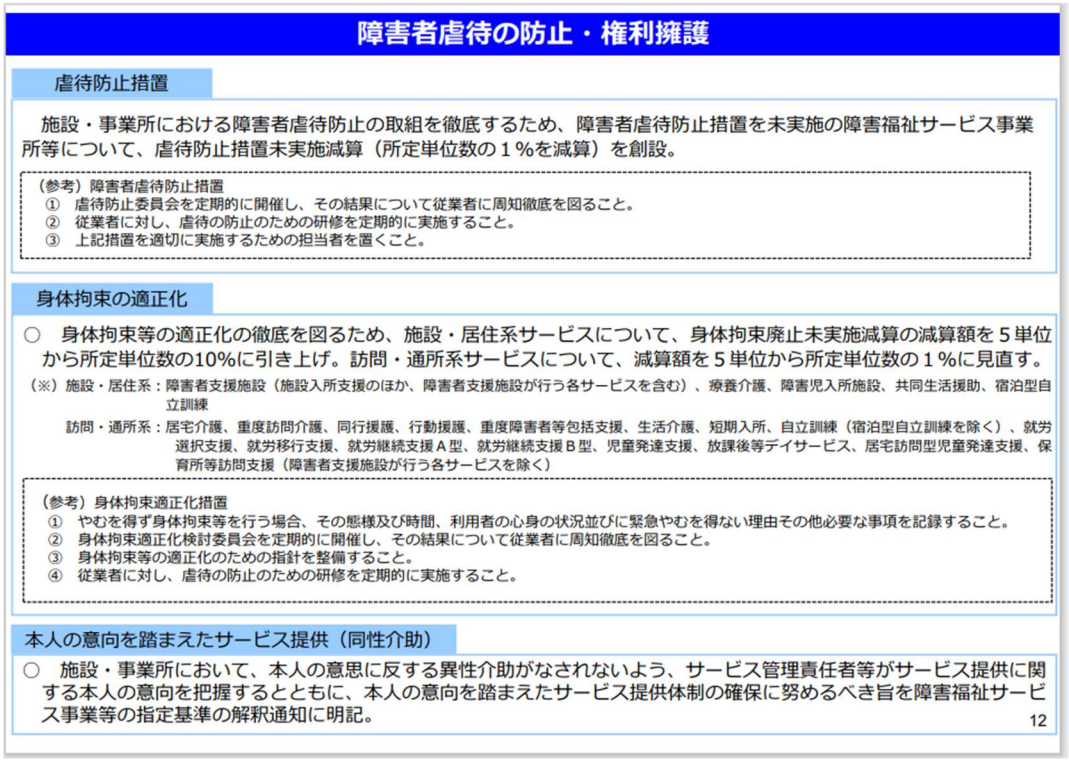
事業所において、障害者虐待を発見した場合は、障害者虐待防止法に基づき区市町村（原則として実施機関）へ通報する義務があります。区市町村へ通報することなく事業所だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要があります。

虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応する必要がありますので、各事業所におけるより良い支援のためにも、区市町村及び東京都による事実確認調査にご協力をお願いします。

なお、障害者虐待防止の更なる推進や身体拘束等の適正化の推進について、令和４年度障害福祉サービス等報酬改定により義務化され、未実施の場合には報酬減算の対象となるなど、対応の徹底が求められています。

特に身体拘束等については、単にベッド等に縛り付けることだけを指すのではなく、行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させたり、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離したりすることも身体拘束に該当するおそれがあります。

虐待防止委員会の設置、虐待防止担当者の配置、従業者への研修実施などが義務化されていますので、「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省作成）」等をご確認いただき、全ての従業者に周知するようにお願いします。



※「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容（令和６年２月６日）」より

６　令和６年度報酬改定・令和８年度報酬改定について

１　令和６年度報酬改定について

【居宅介護】

〇特定事業所加算の加算要件の見直し

・加算要件に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加

〇通院等介助等の対象要件の見直し

・居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする

【重度訪問介護】

〇熟練従業者による同行支援の見直し

・熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬を見直し

・医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）の支援に初めて従事する従業者を、熟練従業者の同行支援の対象に見直し

〇入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

・入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、対象を障害支援区分４以上の利用者に見直し

・入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価として「入院時支援連携加算」を新設

【同行援護】

〇特定事業所加算の加算要件の見直し

・「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加

【行動援護】

〇報酬設定の見直し

・強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直し

〇特定事業所加算の加算要件の見直し

- 「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加
- 「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加
- 「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目 18 点以上の者」を追加

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護共通】

〇感染症又は災害への対応強化

- 感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、業務継続計画未策定減算の対象

〇障害者虐待の防止への取り組み

- 障害者虐待防止措置（虐待防止のための研修の実施、虐待防止のための委員会の開催と従業者への周知徹底、虐待防止担当者の設置）が未実施の場合、虐待防止措置未実施減算の対象

〇身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束を行う場合について、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項の記録
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
- 適正化のための指針の整備
- 従業者に対する研修の実施及び周知徹底
- 身体拘束廃止未実施減算について減算額を引き上げ

〇障害福祉サービス等情報公表制度

- 障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、未報告となっている事業所に対して、「情報公表未報告減算」を適用

２　令和８年度報酬改定について

〇処遇改善加算の拡充

- 処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大
- 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける

7　介護給付費の請求等に関する留意点

1　国報酬の請求について

事業所はサービス提供月の翌月１０日までに国保連合会に請求を行い、市町村は２０日前後から請求審査を行います。審査期間は５日間で、その間に誤り等の有無について請求内容を確認します。

〇「返戻」と「過誤」について

★「返戻」→請求審査時に誤りがあり市町村が支払を行わないとしたもの。事業所は内容を訂正し翌月１０日までに再請求が可能。

★「過誤」→審査決定済の請求に誤りがあり、給付費の取り下げを行う場合、事業所は２０日までに過誤申立書を市町村に提出し、翌月１０日までに再請求が可能。再請求を行い差額調整となるため、再請求が行われなかった場合、過誤申立書の提出分は全額マイナスとなる。

2　上限額管理について

利用者が複数事業所を利用し、その月の利用者負担額が利用者負担上限月額を超過した場合、上限額管理事業所は上限額管理を行い、管理結果を各事業所へ通知します。

〇上限額管理事業所の届出

上限額管理事業所の依頼については、利用者が「利用者負担上限額管理事務依頼届出書」を市に提出する必要があり、提出時、受給者証に上限額管理事業所の記入を行います。事業所が変更となる場合も同様です。届出なしに上限額管理を行うことはできません。また、事業所が勝手に届出を出すことはできません。

〇上限額管理事業所等の請求額が変更になった場合、次のとおり他事業所の利用者負担額も変更になる場合があります。

例１）Ａ（上限額管理事業所）、Ｂ、Ｃの事業所を利用、利用者負担上限月額が9,３００円、上限額管理事業所に誤りがある場合。

★当初請求時利用者負担額→Ａ：8,000 円、Ｂ：1,000 円、Ｃ：３00 円

↓↓Ａ事業所に請求誤りがあり利用者負担額変更↓

★再請求後利用者負担額→Ａ：9,000 円、Ｂ：３00 円、Ｃ：０円

※この場合、Ａ、Ｂ、Ｃすべての事業所で再請求が必要になります。上限額管理事業所は各事業所に連絡し、過誤申立及び再請求を依頼してください。

例２）Ａ（上限額管理事業所）、Ｂ、Ｃの事業所を利用、利用者負担上限月額が9,３００円、
上限額管理事業所以外に誤りがある場合。
★当初利用者負担額→Ａ：8,000 円、Ｂ：1,000 円、Ｃ：３00 円
↓
↓Ｂ事業所に請求誤りがあり利用者負担額変更
↓
★再請求後利用者負担額→Ａ：8,000 円、Ｂ：1,200 円、Ｃ：100 円
※この場合、Ｂ、Ｃの事業所で再請求が必要になります。Ｂは上限額管理事業所Ａに連絡し、Ａは各事業所に利用者負担額一覧を再送、Ｃに過誤申立及び再請求を依頼してください。また、Ａは国保連合会に上限額管理結果票を修正区分で送付する必要もあります。

その他、上限額管理結果票に記載の請求額と、各事業所からの請求額の相違、上限額管理結果の入力誤り等の事例が見受けられます。各事業所におかれましては、金額に誤りがないか等、重ねての確認をお願いいたします。また、金額が変更となった場合には、速やかに関係事業所に連絡してください。

〇上限額管理結果票送付区分
★「新規」→初回請求時、または初回請求時にエラーとなった場合
★「修正」→上限額管理結果票は既に受付済となっているが、返戻、過誤等により上限額管理結果票の内容を変更したい場合。

上限額管理結果票を「修正」区分で再送を依頼した際、「新規」区分で送付する事業所が多く見受けられますので、改めてご確認ください。

３　その他よくある事項等

〇成人移行

１８歳の誕生日の翌月から受給者証番号、利用者負担額等が変更となります。変更前の受給者証番号での請求の場合、返戻となりますので注意してください。

〇所要時間

１日に居宅介護（身体介護・通院等介助・家事援助）を複数回算定する場合、原則、概ね２時間以上の間隔が必要です。ただし、利用者の状況等により、２時間未満での支援が必要な場合には、市へご相談ください。

また、「所要時間３０分未満の場合」での所要時間は２０分程度以上となります。

〇１回あたりの連続利用可能時間

１回あたりの算定時間数が、「１回当たりの連続利用可能時間数」を超えている事例

が見受けられます。受給者証を確認のうえ、サービスの提供をお願いします。なお、利用者の状況等により連続利用可能時間を超えての支援が必要となる場合には、本市へご相談ください。

〇支給量オーバー

　原則として認めていません。各事業所の契約量の合計が決定支給量を超えないようにお願いします。また、緊急で決定支給量を超える支援が必要となった場合には早急に本市へご相談ください。

〇法改正等の情報について

　法改正、報酬改定、制度改正等については、最新情報は厚生労働省のホームページ、東京都のホームページ、東京都からの通知等を確認してください。